

免除の選考方法について【2020 年度】

※以下は現行(従来)の入学料・授業料免除の選考方法です。(新制度高等教育の修学支援新制度(「新制度」)の選考方法ではありません。)対象は、大学院生、2019 年度以前入学の留学生、学部生のうち新制度導入に伴う経過措置該当者となります。なお、2020 年度以降入学の入学料徴収猶予については、以下の選考方法を適用します。

学力基準と家計基準の両方が適格者となる場合に、全額免除もしくは半額免除となります。

家計評価額を用いて、より困窮度が高いと認められる方から全額免除が適用されますが、基準適格者が多い場合や免除可能な予算の額によっては、半額免除の適用となる場合や、基準適格者であっても免除されない場合もあります。

※ 入学料免除申請(及び入学料徴収猶予申請)では入学前1年以内、授業料免除申請では、各半期の開始前1年以内において、学生の学資を主として負担している者の死亡により、または学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料または授業料の納入が困難な場合は、家計基準のみで選考します。

【 学力基準 】

以下の基準に該当する場合、学力基準の適格者となります。

○学部新入生(入学初年度) 入学試験の合格をもって学力基準の適格者とみなします。

○学部2年次生以上

各学部・学科等における各年次までの標準修得単位数^{※2}を修得し、かつ次のいずれかに該当する者

- ・前年次の修得科目の平均点が上位2分の1以内
- ・前年次の修得科目の平均点が70点以上

編入学、転入学者等については、入学1年目のみ、入学試験の合格をもって学力基準の適格者とみなします。

○大学院新入生(入学初年度) 入学試験の合格をもって学力基準の適格者とみなします。

○大学院2年次生以上

(法務研究科以外の研究科)

各研究科・課程における各年次までの標準修得単位数^{※2}を修得し、かつ前年次までの修得科目の平均点が70点以上

(法務研究科)

各年次までの標準修得単位数^{※2}を修得し、かつ次のいずれかに該当する者

- ・前年次の修得科目の平均点が上位2分の1以内
- ・前年次の修得科目の平均点が70点以上

編入学、転入学者等については、入学1年目のみ、入学試験の合格をもって学力基準の適格者とみなします。

○別科学生・専攻科学生 入学試験の合格をもって学力基準の適格者とみなします。

※2「標準修得単位数」は、所属する学部・研究科等により異なります。

確認したい場合は、法学部夜間主コース、経済学部夜間主コース、医学部、歯学部、医歯薬学総合研究科(医学系・歯学系)及び保健学研究科の方はそれぞれの教務担当に、それ以外の方は学生支援課(TEL:086-251-7211)にお問い合わせください。

母子・父子世帯と認定される世帯、生活保護世帯、本人が障害者の場合については、学力基準が緩和されて適用されます。

修業年限の年数を超えて在学する場合や、同一年次に留まっている場合（留年や進級出来なかった場合等）は、原則として、免除の申請はできません。（留学や病気等による休学等の場合を除く）

【 家計基準 】

前半期分授業料免除申請は4月1日現在、後半期分授業料免除申請は10月1日現在の状況において、以下の計算方法で「家計評価額」がゼロ円以下になる場合、家計基準の適格者となります。但し、4月の新入学や新採用（就職）については、4月1日現在とみなします。

総所得金額 （①給与所得 + ②その他の所得）－ 特別控除額 （別表1参照）	－	収入基準額 （別表2参照）	＝	家計評価額
---	---	--	---	--------------

■ 総所得金額の計算方法

本人 及び 父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者）の1年間の総所得金額を算出します。

本人が独立生計者の場合は、収入や支出といった生活状況をもとに、本人及び配偶者の収入を含めて1年間の総所得金額を算出します。

①給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む）の場合は、収入金額（控除前の金額、千円未満は切り捨てます。）から、次の計算式によって得られた金額を控除したものが給与所得となります。

収入金額（控除前の金額）	控除額
104万円以下	収入金額と同額
104万円を超え200万円まで	収入金額 × 0.2 + 83万円
200万円を超え653万円まで	収入金額 × 0.3 + 62万円
653万円を超えるもの	258万円

（計算例） 収入金額 － 控除額 ＝ 給与所得 ・ 給与収入が104万円の場合 104万円 － <u>104万円</u> ＝ 0円 ・ 給与収入が150万円の場合 150万円 － <u>（150万円×0.2+83万円）</u> ＝ 37万円 ・ 給与収入が400万円の場合 400万円 － <u>（400万円×0.3+62万円）</u> ＝ 218万円 ・ 給与収入が750万円の場合 750万円 － <u>258万円</u> ＝ 492万円

- （補足） 1. 父母が共働きなどで複数の給与収入者がいる場合は、各人ごとに上記の控除計算をしたあと、合算します。
2. 同一人に二つ以上の収入源があつて、いずれも給与収入の場合は、収入金額を合算したあと、千円未満は切り捨てて所得金額を算定します。

②その他の所得

営業所得、農業所得、不動産所得、株式の売買による所得、配当金、講演料、原稿料、山林所得、などが該当します。

確定申告書の所得金額の千円未満を切り捨てた額を算入します。（所得が二つ以上ある場合は合算します。給与所得に関しては給与収入額を上記計算法にて計算後合算します。）

ただし、マイナスの場合は 0 円 として扱います。

青色申告特別控除等の税法上の特別控除が適用されている場合は、控除前の金額を算入します。

（備考）申請時の前年1月1日以降に就職、転職、開業等した方に関しては、年収を推算する必要があります。

奨学金： 前年度に受給した奨学金について、以下のとおり取り扱います。

- ・独立生計者ではない場合 …… 貸与型奨学金：算入しません 給付型奨学金：算入します
- ・独立生計者の場合 …… 貸与型奨学金：算入します 給付型奨学金：算入します

なお、岡山大学が独自に支給する奨学金や奨励金 及び 岡山大学との協定に基づいて他の大学等に留学する際に支給される JASSO 奨学金については、世帯の収入に算入しません。

退職金や保険金など臨時的な収入

退職金や保険金など臨時的な収入は、算入しません。（2019 年度～）

■ 家計基準が適格となるモデルケース（学部学生において、家計基準が適格となる例）

○収入のある人が世帯内に 1 人の場合

注）・自宅通学者とは、父母等と同居し通学している方、自宅外通学者とはそれ以外の方です。

独立生計者は自宅通学者として扱います。

・給与所得者の収入金額は控除前の金額です。源泉徴収票では「支払金額」欄に記載される金額です。

・控除額は 別表 1 を、収入基準額は別表 2 を参照してください。

家族構成（例）	世帯の収入が 「給与収入」のみの場合 （控除前の収入金額）	世帯の収入が 「その他の所得」のみの場合 （商・工・農・林・水産・その他）
① 家族数 2 人 母（収入有り） 本人（学部学生・自宅通学）	578 万円以下	343 万円以下
$\begin{array}{l} \text{（ 給与収入 } - \text{ 給与収入控除額 ）} \\ \text{（ 578 万円 } - \text{（578 万円} \times 0.3 + 62 \text{ 万円））} \\ \hline 342.6 \text{ 万円} = \text{給与所得} \end{array}$		
$\begin{array}{l} \text{本人自宅通学控除} \quad \text{母子父子控除} \\ -28 \text{ 万円} \quad -49 \text{ 万円} \\ \hline \text{控除額} \end{array}$		
$\text{収入基準額} \quad -266 \text{ 万円} \quad = \quad \boxed{-0.4 \text{ 万円}} \quad \text{家計評価額}$		
総所得金額		
② 家族数 3 人 父（収入有り） 母（収入なし） 本人（学部学生・自宅外通学）	628 万円以下	378 万円以下
$\begin{array}{l} \text{（ 給与収入 } - \text{ 給与収入控除額 ）} \\ \text{（ 628 万円 } - \text{（628 万円} \times 0.3 + 62 \text{ 万円））} \\ \hline 377.6 \text{ 万円} = \text{給与所得} \end{array}$		
$\begin{array}{l} \text{本人自宅外通学控除} \\ -72 \text{ 万円} \\ \hline \text{控除額} \end{array}$		
$\text{収入基準額} \quad -306 \text{ 万円} \quad = \quad \boxed{-0.4 \text{ 万円}} \quad \text{家計評価額}$		
総所得金額		

家族構成（例）	世帯の収入が 「給与収入」のみの場合 （控除前の収入金額）	世帯の収入が 「その他の所得」のみの場合 （商・工・農・林・水産・その他）
③ 家族数 4 人 父（収入有り） 母（収入なし） 本人（学部学生・自宅外通学） 弟（私立高校・自宅通学）	709 万円以下	451 万円以下
$ \begin{array}{rcl} \text{（給与収入 - 給与収入控除額）} & \text{本人自宅外通学控除} & \text{就学者控除} & \text{収入基準額} & \text{家計評価額} \\ \text{（709 万円 - 258 万円）} & -72 \text{ 万円} & -45 \text{ 万円} & -334 \text{ 万円} & = \boxed{0 \text{ 円}} \\ \hline \underbrace{\hspace{10em}}_{451 \text{ 万円} = \text{給与所得}} & \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{控除額}} & & & \\ \hline \text{総所得金額} & & & & \end{array} $		
④ 家族数 6 人 父（収入有り） 母（収入なし） 本人（学部学生・自宅外通学） 兄（私立大学・自宅外通学） 弟（公立高校・自宅通学） 妹（中学校・自宅通学）	915 万円以下	657 万円以下
$ \begin{array}{rcl} \text{（給与収入 - 給与収入控除額）} & \text{本人自宅外通学控除} & \text{就学者控除} & \text{収入基準額} & \text{家計評価額} \\ \text{（915 万円 - 258 万円）} & -72 \text{ 万円} & -207 \text{ 万円} & -378 \text{ 万円} & = \boxed{0 \text{ 円}} \\ \hline \underbrace{\hspace{10em}}_{657 \text{ 万円} = \text{給与所得}} & \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{控除額}} & & & \\ \hline \text{総所得金額} & & & & \end{array} $		

○ 世帯に給与収入のある人が複数人いる場合

給与収入のある人ごとに給与所得額（給与収入控除後の金額）を計算しますので、世帯の給与収入額の合計が、上記の「給与収入」の額より多い場合でも家計基準が適格となる場合があります。

例えば、②の世帯構成の場合で、父の他、母にも給与収入がある場合、以下のように給与収入額の合計が 628 万円を超えていても、家計基準が適格となる場合があります。

例) ②の世帯構成で、父・母ともに給与収入がある場合

家族数 3 人 父（給与収入： <u>400 万円</u> ） 母（給与収入： <u>300 万円</u> ） 本人（自宅外通学） （前年度貸与奨学金：100 万円）	給与収入額の合計額： <u>700 万円</u> 給与所得額（給与収入控除後の金額）：（父）218 万円 （母）148 万円 世帯の給与所得額の合計：366 万円 家計評価額：-12 万円 （366 万円 -72 万円 [自宅外通学控除] -306 万円 [収入基準額]）
家族数 3 人 父（給与収入： <u>628 万円</u> ） 母（給与収入： <u>100 万円</u> ） 本人（自宅外通学） （前年度貸与奨学金：100 万円）	給与収入額の合計額： <u>728 万円</u> 給与所得額（給与収入控除後の金額）：（父）377.6 万円 （母）0 円 世帯の給与所得額の合計：377.6 万円 家計評価額：-0.4 万円 （377.6 万円 -72 万円 [自宅外通学控除] -306 万円 [収入基準額]）

※この場合、本人が前年度に受給した貸与奨学金は、世帯の所得に算入しません。

不明な点は、岡山大学学務部学生支援課（TEL:086-251-7211）にお問い合わせください。
（個人の学力や、家計基準に適格となるかどうかについては、お答えすることは出来ません。）

■ 特別控除額

本人及び父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)と生計を同一にする方について控除できます。

【本人を対象とする控除】

自宅通学者

280,000円

自宅外通学者

720,000円

(備考) 独立生計者と留学生は、原則として自宅通学者となります。

【世帯を対象とする控除】

①母子・父子世帯^{※1}

490,000円

②就学者のいる世帯(就学者一人につき)^{※2}

就 学 区 分			自宅通学	自宅外通学
小学校の児童			90,000円	
中学校 及び 中等教育学校の前期課程の生徒			170,000円	
高等学校 及び 中等教育学校の後期課程の生徒		国立・公立	310,000円	530,000円
		私立	450,000円	660,000円
高等専門学校生		国立・公立	400,000円	620,000円
		私立	660,000円	880,000円
大学生 及び 大学院生		国立・公立	670,000円	1,160,000円
		私立	1,110,000円	1,590,000円
専修学校生	高等課程	国立・公立	190,000円	300,000円
		私立	410,000円	510,000円
	専門課程	国立・公立	250,000円	710,000円
		私立	790,000円	1,230,000円

③障害者のいる世帯^{※3}

一人につき 990,000円

④長期療養者のいる世帯^{※4}

実 費

⑤火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯^{※5}

確定申告書の雑損控除額 または 実費

⑥「平成30年7月豪雨」、「北海道胆振東部地震」の被災世帯^{※6}

家計支持者が被災し、被災状況が半壊以上であった世帯については、家計評価額の算出において、特別控除により、総収入額を控除します。(2021年度後半期分申請まで)

⑦ 政府の指定する激甚災害の被災世帯^{※7}

被災から1年以内の免除申請においては、1,600,000円。被災から1年を超えた免除申請においては、被災状況が半壊以上であった世帯について、当該免除申請より前1年に支出した修繕費等に相当する額。

⑧ 家計支持者が父母以外の世帯^{※8}

一人につき最高 380,000円

【備 考】

※1 同一世帯に18歳以上の方(就学者は除く)がいる場合は控除できないなど、母子・父子世帯の認定については条件があります。詳細は、「(様式9)母子父子世帯申立書」に記載があります。

※2 各種学校に分類される学校(予備校等)や、研究生、聴講生、科目等履修生などは就学者控除の対象になりません。職業訓練校や防衛大学校等の給与が支給される学校についても就学者控除の対象になりません。

※3 障害者の他に要介護認定(要支援認定は除く)を受けている方も控除対象となる場合があります。

※4 申請時現在治療中で、6ヶ月以上にわたる長期療養は、「療養費証明書」(様式10)・診療期間等から「療養費証明書」での証明を受けられない場合は、所定の診断書と診断内容に関わる医療費の領収証(写)(申請の基準の日から遡って1年分)を提出していただくことにより医療費相当分を控除できます。ただし、申請どおりに控除されない場合があります。また、移動等に使用したタクシー料金等は控除できません。

- ※5 入学料免除申請においては入学前1年以内、授業料免除申請においては各半期の開始前1年以内の被災。
また、必ずしも提出した書類どおりに控除されない場合があります。
- ※6 適用となる被災状況や適用となる期間に制限があります。
- ※7 適用となる被災状況や適用となる期間に制限があります。大規模・広範囲な風水害とは、政府の指定した**激甚災害**とします。
- ※8 家計支持者が父母以外の場合は、最高380,000円の控除を受けられますが、380,000円に満たない場合、控除額はその金額になります。（給与収入の場合は、給与所得計算後の金額から控除します。）

別表2

■ 収入基準額表

本人及び父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)と生計を同一にする方の世帯人員になります。

入学料免除・授業料免除 共通

		学 部	修士課程・博士前期課程 専門職学位課程	博士課程 博士後期課程
世 帯 人 員	1人	1,670,000円	1,820,000円	2,540,000円
	2人	2,660,000円	2,900,000円	4,040,000円
	3人	3,060,000円	3,340,000円	4,670,000円
	4人	3,340,000円	3,640,000円	5,070,000円
	5人	3,600,000円	3,930,000円	5,480,000円
	6人	3,780,000円	4,120,000円	5,740,000円
	7人	3,950,000円	4,320,000円	6,020,000円
	(+1人)	(+170,000円)	(+200,000円)	(+280,000円)

(備考)

世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに(+1人)の欄の金額を、それぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算します。